

平成 29 年度長野県辰野町 地域おこし協力隊募集要領

辰野町は、長野県の中央に位置し、四季折々に姿を変える里山と大小の川に囲まれた自然豊かな町で、6月の「辰野ほたる祭り」には、東日本随一のゲンジボタルを見に県内外から多くの観光客が訪れます。しかし一方で、高齢化と人口減少が進み、特に山間の地域では、集落機能の維持と農地の荒廃が課題となっています。

町では、こうした課題を解消し地域を活性化させるため、住民と一体になってさまざまな事業を推進していますが、現在、特に「6次産業化による地域ブランドの確立」と「観光・移住定住の推進による交流人口増」に取り組んでいます。この二つの事業において住民と一緒に知恵を絞り汗を流して、町の元気づくりに力を貸してくれる地域おこし協力隊員を募集します。

1. 業務の内容

(1) 6次産業化による地域ブランドの確立

- ・官民で組織する「辰野町食の革命プロジェクト運営協議会」の運営補助
- ・辰野町6次産業化戦略の推進
- ・地域食材、食文化の情報発信、商品等のPR活動
- ・その他、「食」を中心とした地域経済全体の活性化に関する活動

(2) 観光・移住定住の推進による交流人口増

- ・観光モデルコースの開発、観光資源の新たな有効活用の研究
- ・観光イベントの企画運営
- ・効果的な観光情報の発信と誘客促進
- ・移住体験施設の管理
- ・空き家バンク制度の運営補助
- ・その他、観光・移住定住の推進に関する活動

2. 募集人員 各1名

3. 応募資格

- ① 年齢が20歳以上45歳くらいまでの方（平成29年4月1日現在）
- ② 3大都市圏の都市地域または政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域（※）から生活の拠点を辰野町へ移し、住民票を異動することができる方
- ③ 原則として、辰野町の区域内に住所を定めたことがない方
- ④ 活動終了後も辰野町に定住する意志のある方
- ⑤ 地域の活性化に意欲があり、かつ、積極的に活動できる方
- ⑥ 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、かつ、誠実に活動を遂行できる方
- ⑦ 普通自動車運転免許を取得している方（平成29年3月31日までに取得見込みの方を含む。）
- ⑧ パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント）及びインターネット、SNS等の知識を有し活用できる方

※「3大都市圏の都市地域または政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域」については、総務省のホームページを参考にしてください。

4. 隊員の委嘱

応募資格を満たす方のなかから、町長が委嘱します。（町との雇用関係はありません）
なお、町長が、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解嘱することがあります。

5. 委嘱期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日（ただし、最長3年間まで延長する場合があります）

6. 報償費

隊員の報償費は、月額166,600円とします。

※ 雇用の形態ではなく、委嘱となりますので、雇用保険には加入しません。また、健康保険等は各自で加入してください。

7. 活動形態等

- ① 隊員が業務に従事する時間は、週30時間を基本とし、活動状況等を町長に報告する必要があります。
- ② 隊員の活動に必要と認められる作業道具、消耗品、旅費等の経費は、町が負担します。
- ③ 兼業は制限しません。

8. 住居

委嘱期間中の住居は、町が無償で貸与します。

ただし、転居にかかる費用、生活備品及び光熱水費等は、個人負担となります。

9. 車両

隊員の活動に必要な車両は、町が無償で貸与します。

10. 応募方法等

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して辰野町役場産業振興課へ持参または郵送してください。なお、提出書類は返却しません。また、応募に要する費用は、応募者の負担となります。

添付書類：住民票の写し、運転免許証の写し（取得済みの場合）

11. 応募受付期間

平成 28 年 12 月 1 日（木）から平成 29 年 2 月 1 日（水）※必着

12. 選考方法

書類及び面接による審査を行います。選考結果については、文書で通知します。
ただし、面接に要する交通費等は、応募者の負担となります。

13. 申し込み・問い合わせ先

〒399-0493

長野県上伊那郡辰野町中央 1

辰野町役場 産業振興課 担当：中畑、菅沼

電 話：0266-41-1111

メール：kankou@town.tatsuno.nagano.jp